



企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い  
OFFICE  
shino オフィス石野

お問い合わせ info@of-i.jp

052-211-5185  
052-211-5186

名古屋市中区丸の内 2-10-30 インテリジェント林ビル 2F

## 雇用・労働をめぐる最近の裁判例

### ◆「雇止め」をめぐる裁判例

地方自治体の非常勤職員だった女性（55歳）が、長年勤務していたにもかかわらず、一方的に雇止めをされたのは不当であるとして、自治体を相手取り地位確認や慰謝料（900万円）の支払いなどを東京地裁に求めていました。

同地裁は、「任用を突然打ち切り、女性の期待を裏切ったものである」として慰謝料（150万円）の支払いを認めましたが、地位確認については認めませんでした。この女性は、主にレセプトの点検業務を行っており、1年ごとの再任用の繰り返しにより約21年間勤務していたそうです。（11月9日判決）

### ◆「過労死」をめぐる裁判例

外資系携帯電話端末会社の日本法人に勤務し、地方の事務所長を務めていた男性（当時56歳）が、接待の最中にくも膜下出血で倒れて死亡した事案で、男性の妻が「夫が死亡したのは過労が原因である」として、労災と認めず遺族補償年金を支給しなかった労働基準監督署の処分を取り消すよう大阪地裁に求めていました。

同地裁は、会社での会議後に行われた取引先の接待について「技術的な議論が交わされており業務の延長であった」と判断し、男性の過労死を認めました。この男性は、お酒が飲めなかったにもかかわらず、週5回程度の接待（会社が費用を負担）に参加していたそうです。（10月26日判決）

### ◆「震災口実の解雇」をめぐる労働審判申立て

仙台市の複合娯楽施設2店舗で働いていたアルバイトの男女（11人）が、「東日本大震災」を口実とした解雇は無効であるとして、施設の運営会社を相手に地位確認などを求めて労働審判を申し立てました。同社から解雇されたのは今回申立てを行った計11人を含め568人もおり、約100人が同様の申立てを検討しているとのことです。アルバイト側の代理人弁護士は「震災を口実とした便乗解雇であり、許されない」とコメントしており、今後の審判の行方が注目されます。（10月25日申立て）

## 企業も苦慮する「待機児童対策」

### ◆厚生労働省の調査

認可保育園への入園を希望しながら、定員がいっぱいで入れない待機児童が全国で2万5,566人(2011年4月1日時点)に上ることが、厚生労働省の調査で明らかになりました。

預け先が決まらなければ職場への復帰もままならず、待機児童対策に企業も苦慮しているようです。

### ◆事業所内に託児所を設置

待機児童数は4年ぶりに減少したとはいえ、相変わらず高い水準となっており、企業は対策に追われています。

某大手企業では、本社に隣接する事業所内託児所を開設したそうです。朝7時半から夜8時まで、0歳から小学校入学までの乳幼児を最大で19人預かることができます。

この企業では、育児休業取得者に調査を行ったところ、約23%の社員が保育園に入れないなどの理由で育児休業期間を延長しており、復帰してくるはずの社員が復帰できず、職場全体の人員異動計画を練り直さざるを得ないケースもあったようです。

### ◆入園のコツを社員に助言

某都市銀行が育児休業中の女性社員を対象に開講した復帰サポート講座は、育児休業取得者が円滑に職場復帰できるよう、会社の状況などを伝える目的で始まりましたが、最近では、保育園への入園指導も重要な役割となっているそうです。

状況を個別に聞き取り、入園へのコツを助言しているそうです。

### ◆子育てをしやすい社会の実現へ

待機児童の状況は毎年変わり、年度内や翌年4月に新設される認可保育園もあるため、自治体の保育窓口で地域の実情を知ることが対策の第一歩です。

また、希望する認可保育園に入れなかったとき、他にどのような保育サービスを利用できるかを事前に調べておけば慌てずに済みます。

仕事と子育てを両立できる環境を作ることは企業の責任ですが、「待機児童対策」は本来、企業の役割ではありません。しかし、行政に任せるだけでなく、企業もその役割を果たしていかなければ、子育てをしやすい社会は実現しないのではないのでしょうか。

## どうなる？「専業主婦」の年金制度見直し

### ◆2012年にも見直しを実施

厚生労働省は、2012年にも専業主婦の年金制度を見直す方針を示しています。

具体的には、会社員の厚生年金と公務員の共済年金に関して、夫の保険料の半額を妻が負担したとみなし、夫と妻で年金を2等分して給付します。

ただ、夫婦合算の保険料負担や年金受取額は変わらないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担することは変わらないようです。

### ◆「不公平」との批判に対応

会社員や公務員を夫に持つ専業主婦は「第3号被保険者」と呼ばれ、保険料を支払わなくても基礎年金を受け取ることができます。このため、保険料を支払っている自営業者の妻などから「不公平だ」との批判を受けています。

今回の見直し案は、婚姻期間中に夫が支払った保険料は夫婦が一緒に支払ったとみなし、主婦も保険料を納付したと位置付けることで不公平感を和らげるのがねらいで、他にも主婦に別途の保険料負担を求める、夫が追加で保険料を支払うなどの案も出ています。

### ◆加入者全体で専業主婦の分を負担

専業主婦が基礎年金を受け取ることができるのは、夫の他に、働く女性や単身者など厚生年金加入者全体で専業主婦の分を負担しているためです。

今回の見直し案では、負担と給付の総額を変えないため、厚生年金の加入者全体で専業主婦の分を負担する実態は変わらないようです。

### ◆遺族年金はどうなるか

現行制度においては、妻は夫が死亡した場合に「遺族年金」を受け取ることができますが、見直し案の導入後は自分の分だけしか受け取れなくなり、給付額は夫が生きていた場合の50%になってしまうそうです。

夫は妻の分の保険料を支払っていますが、妻が先に死亡した場合、給付額は自分の分だけになり、実質的に減ってしまう可能性があります。

## 年次有給休暇の取得日数・取得率は？

### ◆労働者 30 人以上の企業が回答

厚生労働省は、平成 23 年「就労条件総合調査」の結果を 10 月下旬に公表しました。この調査は、民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的としています。

調査対象は常用労働者 30 人以上の企業であり、平成 23 年 1 月 1 日現在の労働時間制度、賃金制度などの状況について 4,296 企業が有効な回答を行いました。

### ◆年次有給休暇の取得状況

1 年間に企業が付与した年次有給休暇日数（繰越日数は除く）は、労働者 1 人平均 17.9 日（前年 17.9 日）であり、そのうち労働者が取得した日数は 8.6 日（同 8.5 日）となっています。取得率は 48.1%（同 47.1%）です。

企業規模別に取得率をみると次のようになっており、規模別では取得日数・取得率ともに前年をわずかに上回ったケースが多いですが、まだまだ低水準だと言えます。

- ・ 1,000 人以上…55.3%（前年 53.5%）
- ・ 300～999 人…46.0%（前年 44.9%）
- ・ 100～299 人…44.7%（前年 45.0%）
- ・ 30～99 人が…41.8%（前年 41.0%）

### ◆「仕事優先」か「プライベート優先か」

株式会社毎日コミュニケーションズが 2011 年 4 月入社の新入社員を対象に実施した意識調査の中で、「仕事とプライベートどちらを優先した生活を送りたいか」をたずねたところ、4 月実施調査の同設問と比較して、「仕事優先」が 21.7 ポイント減少、「プライベート優先」が 22.5 ポイント増加したそうです。

企業規模や業種業態などにより年次有給休暇を取得できる環境は様々でしょうが、社員のプライベートも大切にしながら、効率よく仕事を行い、積極的に休暇を取らせる仕組みづくりも大切だと言えるでしょう。

### オフィス石野より一言：

本当にあっという間に今年も残すところあと 1 か月になりました！

年々、月日が経つのが早くなるのを実感していますが、皆様はいかがでしょう？

当事務所も、年内までに完成させなければならない仕事が増え、いつも以上に気ぜわしい 1 か月になることと思います。でも、楽しいことも重なる時期。それを励みに頑張ります♪

### 年末年始休暇のお知らせ：

**平成 23 年 12 月 29 日（木）～平成 24 年 1 月 4 日（水）**

（年内最終日は、12 月 28 日（水）となります。よろしく願い申し上げます。）